

太まち第 1389 号
令和 3 年 1 月 14 日

太子町まちづくり審議会
会長 熊谷 直行 様

太子町長 服部 千秋



「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について（諮問）

都市計画公園である太子町総合公園内にて現在建築されている体験学習施設が令和 3 年 4 月に開館します。

体験学習施設には、多目的室 1 及び多目的室 2 が設置され、それぞれについて使用料を新たに利用者負担として定める必要があります。

つきましては、「太子町総合公園体験学習施設管理条例」を定めるにあたり、貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。